

平成25年度（平成26年3月31日現在） 貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現 金 及 び 預 貯 金	98,131	保 険 契 約 準 備 金	1,329,961
現 金	0	支 払 備 金	13,065
預 貯 金	98,131	責 任 準 備 金	1,316,009
金 銭 の 信 託	213,574	契 約 者 配 当 準 備 金	887
有 価 証 券	1,047,451	代 理 店 借	833
国 債	538,526	再 保 険 借	26
地 方 債	101	そ の 他 負 債	3,649
社 債	13,568	未 払 法 人 税 等	4
株 式	158	未 払 金	292
外 国 証 券	218	未 払 費 用	1,133
そ の 他 の 証 券	494,877	前 受 収 益	0
貸 付 金	4,661	預 り 金	290
保 険 約 款 貸 付	4,659	金 融 派 生 商 品	167
一 般 貸 付	2	金融商品等受入担保金	1,421
有 形 固 定 資 産	0	仮 受 金	325
建 物	0	そ の 他 の 負 債	15
リ ー ス 資 産	0	退 職 給 付 引 当 金	5,447
その他の有形固定資産	0	価 格 変 動 準 備 金	574
無 形 固 定 資 産	105	負債の部合計	1,340,493
ソ フ ト ウ ェ ア	105		
その他の無形固定資産	0	（純資産の部）	
代 理 店 貸	1	資 本 金	56,000
再 保 険 貸	88	資 本 剰 余 金	46,000
そ の 他 資 産	14,704	資 本 準 備 金	46,000
未 収 金	11,359	利 益 剰 余 金	△ 49,251
前 払 費 用	107	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 49,251
未 収 収 益	992	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 49,251
預 託 金	223	株 主 資 本 合 計	52,748
金 融 派 生 商 品	1,997		
仮 払 金	19	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	349
そ の 他 の 資 産	4	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	349
繰 延 税 金 資 産	14,873		
貸 倒 引 当 金	△ 1	純資産の部合計	53,098
資 産 の 部 合 計	1,393,592	負債及び純資産の部合計	1,393,592

(注)

- (1) 有価証券(金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 責任準備金対応債券(金銭の信託において信託財産として運用している責任準備金対応債券を含む)に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

保険商品の特性に応じて小区分を設定し、金利リスクを適切に管理するために、各小区分を踏まえた資産運用方針を策定しております。また、責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しております。なお、小区分は次のとおり設定しております。

- ① 個人保険(対象保険種類の将来支出の一定到達年齢以上部分)
- ② 積立利率型個人保険
- ③ 積立利率型定額年金保険

ただし、一部保険種類及び一部給付部分を除く。

- (3) デリバティブ取引(金銭の信託において信託財産として運用しているデリバティブ取引を含む)の評価は時価法によっております。

- (4) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っております。

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法は、建物については定額法により、建物以外については定率法により行っております。

- ② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。

- (5) 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。

- (6) 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額した金額はありません。

- (7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額を費用処理
過去勤務費用の処理年数	発生年度に全額を費用処理

- (8) 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (9) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。
- (10) 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の①から③までの方式により計算しております。ただし、変額個人年金保険の責任準備金は、平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める標準的方式により計算しております。
- ① 標準責任準備金の対象契約（条件変更を受けた契約を除く）については、平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める方式
 - ② 標準責任準備金の対象とならない契約（条件変更を受けた契約を除く）については、純保険料式
 - ③ 条件変更を受けた契約については、変更後の条件に従った計算基礎及び保険料払込年数をチルメル期間としたチルメル式の返戻金の額に基づき、平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める方式に準じた平準純保険料式
- (11) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間（5 年）に基づく定額法により行っております。
- (12) 株式会社 T & D ホールディングスを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。
- (13) 「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付会計基準」という）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号 平成 24 年 5 月 17 日）が平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度よりこれらの会計基準等を適用しております。これに伴い、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更しております。
- 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の利益剰余金が 40 百万円増加しております。また、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 3 百万円減少しております。

- (14) 当事業年度において満期保有目的の債券の一部を売却いたしました。売却の内容及び理由は次のとおりです。

売却した満期保有目的の債券は、共有資産及び共通経費等を管理する資産区分に帰属する国債（売却原価 5,968 百万円、売却額 6,702 百万円、売却益 733 百万円）であります。これは、当該資産区分内で管理している退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直すとともに、キャッシュ・フロー・マッチングにより資産と負債の対応関係を強化するため、保有資産の入れ替えの過程において、債券を売却したものです。

- (15) 金融商品の状況及び時価等に関する事項については、次のとおりであります。

① 金融商品の状況に関する事項

イ. 金融商品に対する取組方針

当社は、金融機関等代理店チャネルを通じた生命保険販売に特化した生命保険会社です。保険料として収受した金銭等を有価証券等の金融資産にて運用しております。資産運用に際しては、負債特性やリスク許容度を考慮し、超過収益目的のリスク資産を保有せず、キャッシュ・フロー・マッチングを目的とした確定利付資産によるポートフォリオの構築を通じて、保険引受リスク中の金利リスクを抑制する方針としています。

デリバティブ取引は、現物の確定利付資産によるキャッシュ・フロー・マッチングを代替すること、

及び、変額個人年金保険に係る最低保証リスクをヘッジすることを目的として利用しております。

ロ. 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、有価証券、金銭の信託及び貸付金であります。

一般勘定における有価証券の種類は、主に国内公社債であり、安定的な収益確保、流動性確保等を目的に保有しており、金利等の相場変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。

特別勘定における有価証券の種類は、主に投資信託であり、変額個人年金保険の主たる投資対象として保有しております。特別勘定の資産に係る市場リスク等は基本的に保険契約者に帰属することになりますが、変額個人年金保険契約のうち最低保証を付している部分は、一部そのリスク（最低保証リスク）が当社に帰属しております。

デリバティブ取引は、変額個人年金保険に係る最低保証リスクの軽減のため、その対象となる特別勘定内における現物資産の一定割合以上の価格下落によるリスクをヘッジする目的で、金銭の信託内においてオプション取引を行っているほか、定額個人保険の商品特性に応じたキャッシュ・フロー・マッチングを図る目的で、金利スワップ取引等を行っております。

貸付金は、主に保険契約者に対する保険約款貸付であります。解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。

ハ. 金融商品に係るリスク管理体制

i. 全般的なリスク管理体制

当社では、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、株式会社T&Dホールディングスが策定した「グループリスク管理基本方針」に準拠した「リスク管理基本方針」を制定し、各種リスクを統括管理するためのリスク管理体制を整備しております。

組織面では、リスク管理に関する一元的な体制の確立やリスク管理の徹底を期することを目的としてリスク統括会議を設置するとともに、リスクを統合的に管理するため、リスク統括部門として業務執行部門から独立したリスク管理部の設置、資産運用部門の投融资執行、事務管理権限の分離、業務監査部による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会を設置し、資産・負債に関わる収益及びリスクの総合管理（ALM）を適切に実施しております。

ii. 市場リスクの管理

「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理規程」に基づき、バリュエーション・アット・リスク（VaR）による予想損失額を測定するなど市場リスクの把握・分析を行っております。

iii. 信用リスクの管理

「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」に基づき、個別取引ごとに、事前の厳正な審査及び事後のフォローを実施するとともに、極度な与信集中を回避するための与信枠の設定、与信先の信用ランクをもとにバリュエーション・アット・リスク（VaR）による予想損失額を測定するなど信用リスクの把握・分析を行っております。

iv. 流動性リスクの管理

「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき、市場の混乱等に備えるために、一定期間内に現金化が可能な資産を確保するなど、流動性リスクの未然防止・軽減を図っております。

ニ. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

② 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
イ. 現金及び預貯金	98,131	98,131	—
ロ. 金銭の信託	213,574	214,598	1,023
i 運用目的	14,689	14,689	—
ii 満期保有目的	11,502	11,504	2
iii 責任準備金対応	183,362	184,383	1,021
iv その他	4,020	4,020	—
ハ. 有価証券	1,047,293	1,071,400	24,107
i 売買目的有価証券	495,096	495,096	—
ii 満期保有目的の債券	282,215	298,753	16,538
iii 責任準備金対応債券	203,014	210,583	7,568
iv その他有価証券	66,967	66,967	—
ニ. 貸付金	4,660	5,348	688
i 保険約款貸付	4,659	—	—
貸倒引当金(*1)	△ 0	—	—
	4,658	5,346	688
ii 一般貸付	2	—	—
貸倒引当金(*1)	△ 0	—	—
	1	1	—
資産計	1,363,660	1,389,478	25,818
金融派生商品(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,829	1,829	—
金融派生商品計	1,829	1,829	—

(*1) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

イ. 現金及び預貯金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

ロ. 金銭の信託

運用目的の金銭の信託は、債券、通貨オプション及び株価指数オプションを信託財産とした運用を行っております。満期保有目的、責任準備金対応及びその他の金銭の信託は、債券を信託財産とした運用を行っております。

このうち、債券の時価は、「ハ. 有価証券」と同様の方法によって算定しており、オプションの時価は、取引相手先から入手した価格を使用して算定しております。

ハ. 有価証券

債券は主として日本証券業協会が公表する公社債売買参考統計値等又は取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託については、3月末日の公表されている基準価格によっております。

ニ. 貸付金

保険約款貸付は、過去の実績に基づく返済率から将来キャッシュ・フローを生成し、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。

一般貸付は、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

金融派生商品

金利スワップ取引及び通貨スワップ取引は、管理信託を用いて行っており、時価は管理受託会社から入手した価格を使用して算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「ハ、有価証券 iv その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	158
合計	158

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価の開示対象とはしておりません。

(16) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、4百万円であります。

なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。

① 貸付金のうち、破綻先債権額はあります。

延滞債権額は3百万円であり、その全額が保険約款貸付ですが、解約返戻金等相当額3百万円で担保されており、残額0百万円は全額引当てしております。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

② 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は0百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

③ 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はあります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

(17) 有形固定資産の減価償却累計額は119百万円であります。

(18) 特別勘定の資産の額は507,002百万円であります。なお負債の額も同額であります。

(19) 関係会社に対する金銭債権の総額は9,269百万円、金銭債務の総額は45百万円であります。

(20) 繰延税金資産の総額は、17,753百万円、繰延税金負債の総額は、155百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、2,724百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金12,994百万円、退職給付引当金1,675百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金155百万円であります。

(21) 当事業年度における法定実効税率は33.3%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異△10.85%の主な内訳は、評価性引当額△12.45%、税率変更による事業年度末における繰延税金資産の減額修正による影響1.74%であります。

(22) 「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこと等となりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の33.3%から30.75%に変更されております。

この変更により、法人税等調整額が357百万円増加し、当期純利益が357百万円減少しております。ま

た、繰延税金資産が 357 百万円減少しております。

(23) 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	991 百万円
当事業年度契約者配当金支払額	104 百万円
利息による増加等	2 百万円
契約者配当準備金戻入額	2 百万円
当事業年度末現在高	887 百万円

(24) 担保に供している資産の額は、有価証券（国債）129 百万円であります。

(25) 保険業法施行規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は 15 百万円であります。

(26) 1 株当たりの純資産額は 33,186 円 77 銭であります。

(27) 外貨建資産の額は 4,611 百万円であります。（主な外貨額 36 百万豪ドル、10 百万米ドル）

(28) 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は 1,707 百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。

(29) 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。

② 確定給付制度

イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

期首における退職給付債務	5,815
会計方針の変更による累積的影響額	△ 54
会計方針の変更を反映した期首残高	5,760
勤務費用	57
利息費用	51
数理計算上の差異の当期発生額	7
退職給付の支払額	429
過去勤務費用の当期発生額	—
その他	—
期末における退職給付債務	5,447

ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

当社は年金資産を有しておりません。

ハ. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：百万円）

積立型制度の退職給付債務	—
年金資産	—
	—
非積立型制度の退職給付債務	5,447
未認識数理計算上の差異	—
未認識過去勤務費用	—
その他	—
退職給付引当金	5,447

ニ. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

勤務費用	57
利息費用	51
期待運用収益	—
数理計算上の差異の当期の費用処理額	7
過去勤務費用の当期の費用処理額	—
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	117

ホ. 年金資産の主な内訳

当社は年金資産を有しておりません。

ヘ. 長期期待運用収益率の設定方法

当社は年金資産を有しておりません。

ト. 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

なお、割引率は加重平均による率を記載しております。

(単位：%)

割引率	0.93
長期期待運用収益率	—

③ 確定拠出制度

当社は確定拠出制度を設定しておりません。

平成25年度〔平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで〕損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	468,669
保険料等収入	239,777
再保険収入	239,469
資産運用収益	308
利息及び配当金等収入	64,948
預貯金利息	7,060
有価証券利息・配当金	46
貸付金利息	6,844
その他の利息配当金	164
有価証券売却益	4
為替差益	746
その他の運用収益	179
特別勘定資産運用益	0
その他の経常収入	56,962
年金特約取扱受入金	163,943
年保責任準備金戻入金額	10,996
退職給付引当金戻入金額	20
その他の経常収益	151,430
	312
	1,182
経常費用等支払金	447,758
保険金等支払金	412,275
保年給付金	15,091
解約返戻金	229,526
その他の返戻金	16,984
再保険料	139,159
責任準備金等繰入額	10,413
支払準備金繰入額	1,099
契約者配当金積立利息繰入額	7,697
資産運用費用	7,695
支払利息	2
支金銭の信託運用損	13,138
有価証券売却損	2
金融派生商品費	12,272
金貸倒引当金繰入額	1
その他の運用費用	808
事業経常費用	0
その他の経常費用	53
保険金据置支払金	13,101
税減価償却費用	1,545
減価償却金	160
その他の経常費用	1,311
	2
	71
経常利益	20,910
特別利益	—
特別損失	398
減価償却損	301
格変動準備金繰入額	96
契約者配当準備金戻入額	2
引当金純利	20,514
法人税及び住民税	3,647
法人税等調整額	957
法人税等合計	4,604
当期純利益	15,909

(注)

- (1) 関係会社との取引による費用の総額は 287 百万円であります。
- (2) 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 746 百万円であります。
- (3) 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 1 百万円であります。
- (4) 責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は 1 百万円であります。
- (5) 金銭の信託運用損には、評価益が 2,279 百万円含まれております。
- (6) 金融派生商品費用には、評価損が 1,948 百万円含まれております。
- (7) 1 株当たりの当期純利益は 9,943 円 42 銭であります。
- (8) 当事業年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

① 資産をグルーピングした方法

保険営業等の用に供している資産について、保険営業等全体で 1 つの資産グループとしております。

② 減損損失の認識に至った経緯

保険営業等の用に供しているグループについて、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位:百万円)

用途	種類	場所	減損損失		
			自社利用のソフトウェア	建物等	計
保険営業等の用に供している資産	自社利用のソフトウェア、建物等	東京都港区他	300	1	301

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値を適用しております。

なお、使用価値については、将来キャッシュ・フローを 0.08%~0.11%で割り引いて算定しております。

- (9) 当事業年度における関連当事者との重要な取引はありません。